

令和5年5月18日 15時30分

近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社ネクスト・ワンに対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：株式会社ネクスト・ワン

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分理由

(株)ネクスト・ワンは、旧商号であった(株)キョウラク(以下、同社という。)の時代において、その元代表取締役が同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの事業年度並びに令和元年10月1日から令和2年9月30日までの事業年度において、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって法人税及び地方法人税を免れた。これにより、令和4年9月1日に京都地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役1年(執行猶予3年)、同社は罰金1,800万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課

課長 征矢 道仁 (内線6141)
課長補佐 小園 賢太郎 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：株式会社ネクスト・ワン
許可：国土交通大臣（特-3）第26472号
代表者：織田 一彦
主たる営業所：京都府京都市伏見区下鳥羽上三栖町169

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和5年6月2日から令和5年6月8日までの7日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における建設業に係る営業の全て

3. 処分理由

(株)ネクスト・ワンは、旧商号であった(株)キョウラク（以下、同社という。）の時代において、その元代表取締役が同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの事業年度並びに令和元年10月1日から令和2年9月30日までの事業年度において、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって法人税及び地方法人税を免れた。

これにより、令和4年9月1日に京都地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役1年（執行猶予3年）、同社は罰金 1,800万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。